

2025年5月30日

2025年3月期 決算短信(非連結)

会社名
本社所在地
URL
代表者
問合せ先責任者
定時株主総会開催日

大同火災海上保険株式会社
沖縄県那覇市久茂地1-12-1
<https://www.daidokasai.co.jp/>
取締役社長
役職名 経理総務部主計課長
2025年6月27日

氏名 松川 貢 大
氏名 上江洲 毅
配当支払開始予定日
2025年6月30日

T E L (098)867-1161

※金額は記載単位未満を切り捨て、諸比率は四捨五入により表示しております。

1. 2025年3月期の業績（2024年 4月1日～2025年 3月31日）

(1)経営成績 (%表示は対前期増減率)

	正味収入保険料		経常利益		当期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
2025年3月期	17,973	5.0	1,285	152.5	1,019	214.8
2024年3月期	17,125	2.7	508	△50.8	323	△77.5

	1株当たり 当期純利益	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	自己資本 当期純利益率	正味損害率	正味事業費率
	円 銭	円 銭	%	%	%
2025年3月期	892.81	—	11.7	51.3	41.9
2024年3月期	283.61	—	4.3	60.8	42.4

(参考) 持分法投資損益 2025年3月期 — 百万円 2024年3月期 — 百万円

(2)財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率	1株当たり純資産
	百万円	百万円	%	円 銭
2025年3月期	46,110	9,267	20.1	8,118.70
2024年3月期	44,579	8,191	18.4	7,175.69

(参考) 自己資本 2025年3月期 9,267 百万円 2024年3月期 8,191 百万円

2. 配当の状況

	年間配当金					配当金総額 (年間)	配当性向	純資産 配当率
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	年間			
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	百万円	%	%
2024年3月期	—	—	—	55.00	55.00	62	19.4	0.8
2025年3月期	—	—	—	60.00	60.00	68	6.7	0.8

※ 注記事項

(1)会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

- ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更
- ② ①以外の会計方針の変更
- ③ 会計上の見積りの変更
- ④ 修正再表示
- 無
- 無
- 無
- 無

(2)発行済株式数(普通株式)

- ① 期末発行済株式数(自己株式を含む)
- ② 期末自己株式数
- ③ 期中平均株式数
- 2025年3月期
- 2025年3月期
- 2025年3月期
- 1,141,500 株
- 株
- 1,141,500 株
- 2024年3月期
- 2024年3月期
- 2024年3月期
- 1,141,500 株
- 株
- 1,141,500 株

※ 決算短信は公認会計士又は監査法人の監査の対象外です。

貸借対照表

(単位:百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
現金及び預貯金	5,086	3,811
預貯金	5,086	3,811
有価証券	31,195	34,100
国債	3,088	5,399
地方債	2,578	4,057
社債	18,987	17,880
株式	6,323	6,599
その他の証券	217	163
貸付金	1,657	1,472
一般貸付	1,657	1,472
有形固定資産	2,707	2,832
土地	1,732	1,732
建物	854	1,068
建設仮勘定	47	-
リース資産	1	0
その他の有形固定資産	72	30
無形固定資産	828	828
ソフトウェア	820	654
ソフトウェア仮勘定	3	168
その他の無形固定資産	5	5
その他資産	3,133	3,087
未収保険料	13	10
代理店貸	893	1,024
共同保険貸	40	6
再保険貸	1,017	831
外国再保険貸	2	2
代理業務貸	18	17
未収金	507	557
未収収益	19	25
預託金	74	65
仮払金	547	546
貸倒引当金	△29	△22
資産の部合計	44,579	46,110

(単位:百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
保険契約準備金	32,449	32,527
支払備金	6,192	5,736
責任準備金	26,257	26,790
その他負債	3,330	3,732
共同保険借	11	13
再保険借	577	614
外国再保険借	5	3
借入金	2,000	2,000
未払法人税等	45	320
預り金	84	62
前受収益	3	3
未払金	305	354
仮受金	285	350
リース債務	1	-
資産除去債務	9	9
退職給付引当金	24	48
役員退職慰労引当金	199	180
賞与引当金	98	103
特別法上の準備金	95	11
価格変動準備金	95	11
繰延税金負債	190	239
負債の部合計	36,388	36,843
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,054	1,054
資本剰余金		
資本準備金	703	703
資本剰余金合計	703	703
利益剰余金		
利益準備金	350	350
その他利益剰余金	4,467	5,423
固定資産圧縮積立金	74	73
別途積立金	4,005	4,266
繰越利益剰余金	387	1,083
利益剰余金合計	4,818	5,774
株主資本合計	6,576	7,532
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,614	1,734
評価・換算差額等合計	1,614	1,734
純資産の部 合計	8,191	9,267
負債及び純資産の部合計	44,579	46,110

- (注) 1. 保険料、支払備金及び責任準備金等の保険契約に関する会計処理については、保険業法等の法令等の定めによっております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。
- (1) 子会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法により行っております。
- (2) その他有価証券（市場価格のない株式等を除く。）の評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っております。
- なお、評価差額は全部純資産直入法により処理しております。また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。
- (3) その他有価証券のうち市場価格のない株式等の評価は、移動平均法に基づく原価法により行っております。
3. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定率法により行っております。
- ただし、1998 年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに 2016 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法により行っております。
4. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却については、社内における利用可能期間（5 年間）に基づく定額法によっております。
5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却については、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。
6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。
7. 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を計上しております。
- 今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しております。
- 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。
- また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、業務執行部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記を計上しております。
8. 退職給付引当金は従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。
- 数理計算上の差異は、その発生した各事業年度における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌事業年度から費用処理しております。
9. 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。
10. 賞与引当金は、従業員賞与に充てるため、当事業年度末における支給見込額を基準に算出しております。
11. 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第 115 条の規定に基づき、計上しております。
12. 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。
- なお、資産にかかる控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5 年間で均等償却を行っております。

13. 会計上の見積りに関する事項は次のとおりであります。

(1) 繰延税金資産

繰延税金資産の回収可能性についての判断にあたり、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって会計上の見積りを行っております。

将来の事業計画に基づく課税所得については、主に以下の仮定に基づき策定しております。

- ・将来獲得する見込の契約を含む保険契約から発生する保険料収入
- ・保険金等の支払額見込（台風等の自然災害による影響を含みます。）

当該見積りは各事象の将来における状況変化等に影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

当事業年度の繰延税金資産の総額は 4,861 百万円であります。また、繰延税金資産から評価性引当額として控除した額は 4,426 百万円であります。

(2) 支払備金

保険契約に基づいて保険金の支払義務が発生した、又は発生したと認められる保険金のうち、決算期末時点で未払いとなっている金額を支払備金として積み立てております。

支払備金は、既報告の普通支払備金（決算期末までに発生した保険事故で、保険金が未払いのものについて個別に支払見込額を見積り保険金支払いのために積み立てる準備金）と、未報告の I B N R 備金（事故は発生しているものの、決算期末までに事故の報告を受けていないもので、統計的見積手法を用いて損害額を見積り保険金支払いのために積み立てる準備金）に分けられます。

普通支払備金は、決算期末日時点で利用可能な情報に基づき、損害調査等の方法により損害額を見積計上しております。具体的には、保険契約の補償内容と、過去の支払実績の傾向や法改正により損害額を、過去の類似事故事例や裁判例等を考慮し過失割合をそれぞれ仮定し将来の支払額を見積っております。

I B N R 備金は、その最終損害額を主に統計的見積法（チェインラダー法等）により算出し、積立所要額を見積計上しております。具体的には、各保険種目・補償種目ごとに過去の保険金等の支払動向、内的及び外的環境変化の予測、並びにそれらを基にした見積り手法を選択し将来の支払額を見積っております。

当該見積りは各種要因の将来における状況変化等に影響を受ける可能性があり、実際に支払う保険金の額や支払備金の計上額が、当初の見積り額から変動することとなった場合、翌事業年度の計算書類において影響を与える可能性があります。

当事業年度の普通支払備金は 5,120 百万円、I B N R 備金は 615 百万円であります。

14. 金融商品に関する事項は次のとおりであります。

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、保険金の支払いに備え、流動性の高い金融商品を確保するほか、効率的な資産運用及び収益の拡大を図ることを基本方針としております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する主な金融資産は、有価証券、貸付金であります。

有価証券の内訳は、主に債券、株式、投資信託であり、その他保有目的及び純投資目的で保有しております。これらは発行体の信用リスク、金利リスク、価格変動リスク及び為替リスクに晒されております。

貸付金は、主に沖縄県内の法人及び個人に対するものであり、これらは信用リス

クに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

ア 信用リスクの管理

信用リスクについては、当社の資産運用リスク管理規程に基づいて管理しており、有価証券の信用リスクは、格付等の信用情報や時価の把握を定期的に行っております。

貸付金の信用リスクは、社内信用格付及び資産の自己査定規程に従い、与信先の個別案件毎に財務諸表分析・実態把握を行うなど、与信管理体制を構築しております。

これらの与信管理状況については、資産運用リスク管理委員会、執行役員会及び取締役会へ定例報告を行っております。

イ 市場リスクの管理

(ア)金利リスクの管理

金利リスクについては、当社の資産運用リスク管理規程に基づいて管理しており、経理総務部は日常的に市場動向を把握し、B P V法による影響額を資産運用リスク管理委員会、執行役員会及び取締役会へ定例報告を行っております。

(イ)価格変動リスクの管理

価格変動リスクについては、当社の資産運用リスク管理規程に基づいて管理しており、有価証券の保有については、資産運用規程及び運用計画に従い行っております。

経理総務部では、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。これらの情報については、資産運用リスク管理委員会、執行役員会及び取締役会へ定例報告を行っております。

(ウ)為替リスクの管理

為替リスクについては、当社の資産運用リスク管理規程に基づいて管理しており、経理総務部は日常的に為替動向を把握し、為替変動による影響額を資産運用リスク管理委員会、執行役員会及び取締役会へ定例報告を行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2)金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項は次のとおりであります。

2025 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額、レベルごとの時価は、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表には含めておりません（(注3)参照）。

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低い

レベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
有価証券				
其他有価証券	4,985	27,040	296	32,323
資産計	4,985	27,040	296	32,323
負債計	—	—	—	—

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

現金は注記を省略しており、預貯金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

区分	時価				貸借 対照表 計上額	差額
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計		
貸付金(*1)	—	—	1,483	1,483	1,472	10
資産計	—	—	1,483	1,483	1,472	10
借入金	—	1,981	—	1,981	2,000	△18
負債計	—	1,981	—	1,981	2,000	△18

(*1) 貸付金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券

活発な市場における相場価格を使用できるものはレベル 1 の時価に分類しております。公表された相場価格を使用していたとしても市場が活発でない場合にはレベル 2 の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、割引現在価値法のモデルで算定された価格を時価としております。当該評価技法には、イールドカーブ、クレジットスプレッド、類似銘柄の取引実勢値等のインプットを使用しております。

また、観察できないインプットによる影響が重要な場合はレベル 3 の時価に分類しております。

貸付金

変動金利貸付については、市場金利の変動が短期間で将来キャッシュ・フローに反映されることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、貸付先の信用状況が実行後大きく変わっていない限り、当該帳簿価額を時価とし、レベル 3 の時価に分類しております。

固定金利貸付については、割引現在価値法のモデルで算定された価格を時価としております。これらの評価技法には、長期プライムレート、クレジットスプレッド等のインプットを使用しており、レベル 3 の時価に分類しております。

借入金

割引現在価値法のモデルで算定された価格を時価としております。当該評価技法には、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率等のインプットを使用しており、レベル 2 の時価に分類しております。

(注2) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル 3 の

時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲
有価証券	割引現在価値法	割引率	1.10%－1.39%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

区分	期首残高	レベル3の時価への振替(*1、*2)	レベル3の時価からの振替(*1、*3)	当期の損益に計上(*4)	評価・換算差額等(5)	購入、売却、発行及び決済の純額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち期末において保有する金融資産の評価損益(*4)
有価証券 その他有価証券	398	—	—	—	△1	△100	296	—

(*1) レベル間の振替は期首時点で認識することとしております。

(*2) レベル2の時価からレベル3の時価への振替であり、時価の算定に係るインプットが観察できなくなったことによるものであります。

(*3) レベル3の時価からレベル2の時価への振替であり、時価の算定に係るインプットが観察可能となったことによるものであります。

(*4) 期末損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれます。

(*5) 「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(注3) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
市場価格のない株式等(*1)	1,613
組合出資金等(*2)	163
合計	1,777

(*1) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれ、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」第5項に従い、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金等は、主に国内投資事業組合であります。これは企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24-16項に従い、時価開示の対象とはしていません。

15. 保険業法に基づく債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権は以下のとおりであります。

(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当するものではありません。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

(2) 危険債権に該当するものではありません。

なお、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。

(3) 三月以上延滞債権に該当するものではありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該

当しないものであります。

- (4) 貸付条件緩和債権に該当するものではありません。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

16. 有形固定資産の減価償却累計額は 3,382 百万円、圧縮記帳額は 554 百万円であります。
 17. 関係会社に対する金銭債務総額は 1 百万円であります。
 18. 貸借対照表に計上したその他の有形固定資産のほか、パソコン、複写機等の一部についてはリース契約により使用しております。
 19. 関係会社株式の額は 123 百万円であります。
 20. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 退職給付債務及びその内訳

退職給付債務	△1,380 百万円
年金資産	1,625 百万円
未積立退職給付債務	245 百万円
未認識数理計算上の差異	△293 百万円
退職給付引当金	△48 百万円

- (2) 退職給付債務等の計算基礎

退職給付見込額の期間配分方法	給付算定式基準
割引率	1.85%
期待運用収益率	0.00%
数理計算上の差異の処理年数	12 年

21. 繰延税金資産の総額は 4,861 百万円、繰延税金負債の総額は 674 百万円であります。また、繰延税金資産から評価性引当額として控除した額は 4,426 百万円であります。繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、責任準備金 4,089 百万円、支払備金 123 百万円、有価証券評価損否認 179 百万円、ソフトウェア 305 百万円であります。繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券に係る評価差額金 624 百万円であります。
22. 法人税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正は次のとおりであります。「所得税法等の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 13 号）が 2025 年 3 月 31 日に成立し、2026 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度より、防衛特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、2026 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率が 27.4% から 28.3% に変更となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債を控除した金額）は純額で 21 百万円減少し、当期純利益は 1 百万円減少しております。

23. 支払備金の内訳は次のとおりであります。

支払備金（出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く）	5,650	百万円
同上にかかる出再支払備金	318	百万円
差引(イ)	5,332	百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(ロ)	403	百万円
計(イ+ロ)	5,736	百万円

24. 責任準備金の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金（出再責任準備金控除前）	11,768	百万円
同上にかかる出再責任準備金	394	百万円
差引(イ)	11,374	百万円
その他の責任準備金(ロ)	15,416	百万円
計(イ+ロ)	26,790	百万円

- 25. 1 株当たりの純資産の額は 8,118 円 70 銭であります。
算定上の基礎である純資産の額は 9,267 百万円、普通株式の期末株式数は 1,141 千株であります。
- 26. 当事業年度末日後に、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象は生じておりません。
- 27. 上記における子会社の定義は会社計算規則第 2 条に基づいております。
- 28. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
経常収益	18,420	19,092
保険引受収益	18,026	18,594
正味収入保険料	17,125	17,973
積立保険料等運用益	146	165
支払備金戻入額	613	455
責任準備金戻入額	140	—
為替差益	0	—
資産運用収益	346	451
利息及び配当金収入	367	415
有価証券売却益	115	193
有価証券償還益	—	0
その他運用収益	9	8
積立保険料等運用益振替	△ 146	△ 165
その他経常収益	47	46
貸倒引当金戻入額	2	7
その他の経常収益	44	38
経常費用	17,911	17,807
保険引受費用	13,706	13,253
正味支払保険金	9,657	8,459
損害調査費	760	753
諸手数料及び集金費	3,269	3,493
満期返戻金	5	—
責任準備金繰入額	—	533
為替差損	—	0
その他保険引受費用	13	12
資産運用費用	20	332
有価証券売却損	10	109
有価証券評価損	—	217
その他運用費用	9	5
営業費及び一般管理費	4,159	4,194
その他経常費用	25	25
支払利息	23	23
貸倒損失	0	0
その他の経常費用	1	2
経常利益	508	1,285
特別利益	1	87
固定資産処分益	1	3
価格変動準備金戻入額	—	84
特別損失	11	1
固定資産処分損	0	1
価格変動準備金繰入額	11	—
税引前当期純利益	499	1,371
法人税及び住民税	82	377
法人税等調整額	93	△ 24
法人税等合計	175	352
当期純利益	323	1,019

（注） 1. 関係会社との取引による収益総額は 7 百万円、費用総額は 32 百万円であります。

2. (1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収 入 保 険 料	21,206	百万円
支 払 再 保 険 料	3,232	百万円
差 引	17,973	百万円

(2) 正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

支 払 保 険 金	11,324	百万円
回 収 再 保 険 金	2,864	百万円
差 引	8,459	百万円

(3) 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

支 払 諸 手 数 料 及 び 集 金 費	4,003	百万円
出 再 保 険 手 数 料	509	百万円
差 引	3,493	百万円

(4) 支払備金繰入額（△は支払備金戻入額）の内訳は次のとおりであります。

支払備金繰入額（出再支払備金控除前、（ロ）に掲げる保険を除く）	△ 695	百万円
同上にかかる出再支払備金繰入額	△ 242	百万円
差引（イ）	△ 452	百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金繰入額（ロ）	△ 3	百万円
計（イ＋ロ）	△ 455	百万円

(5) 責任準備金繰入額（△は責任準備金戻入額）の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金繰入額（出再責任準備金控除前）	85	百万円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	89	百万円
差引（イ）	△ 3	百万円
その他の責任準備金繰入額（ロ）	537	百万円
計（イ＋ロ）	533	百万円

(6) 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

預 貯 金 利 息	0	百万円
有 価 証 券 利 息 ・ 配 当 金	284	百万円
貸 付 金 利 息	20	百万円
不 動 産 賃 貸 料	108	百万円
そ の 他 利 息 ・ 配 当 金	0	百万円
計	415	百万円

3. 損害調査費、営業費及び一般管理費に計上した退職給付費用は 108 百万円であり、その内訳は次のとおりであります。

勤 務 費 用	100 百万円
利 息 費 用	18 百万円
期 待 運 用 収 益	－ 百万円
数 理 計 算 上 の 差 異 の 費 用 処 理 額	△ 10 百万円
計	108 百万円

4. 当期における法定実効税率は 27.4%、税効果会計適用後の法人税等の負担率は25.7%であり、この差異の主要な内訳は受取配当等の益金不算入額△3.3%、交際費等の損金不算入額 0.7%、法人住民税均等割額 0.5%、評価性引当額の増加額△0.5%、税率変更による期末繰延税金負債の増額修正 0.1%であります。
5. 1 株当たりの当期純利益は 892 円 81 銭であります。
算定上の基礎である当期純利益は 1,019 百万円であり、その全額が普通株式に係るものであります。また、普通株式の期中平均株式数は 1,141 千株であります。
6. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本										評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 合 計	資 産 計		
	資 本 金	資本剰余金				利益剰余金					株 資 合 計	主 本 計			その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計
		資 準	備 本 金	資 剰 余 金 本 金 計	利 準 備 益 金 計	その他利益剰余金				利 剰 余 金 計						
						固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 積 立 金	途 金	繰 越 利 益 金							
当期首残高	1,054	703	703	350	74	2,635	1,496	4,557	6,315	700	700	7,015				
当期変動額																
別途積立金の積立						1,370	△ 1,370									
剰余金の配当							△ 62	△ 62	△ 62			△ 62				
当期純利益							323	323	323			323				
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)										914	914	914				
当期変動額合計						1,370	△ 1,109	260	260	914	914	1,175				
当期末残高	1,054	703	703	350	74	4,005	387	4,818	6,576	1,614	1,614	8,191				

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本									評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 計 合	
	資 本 金	資本剰余金			利 益 金 計 合	利益剰余金				株 資 合 計	主 本 計	その他有価証券 評価差額金		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計
		資 準	備 本 金	資 剰 余 金 本 金 計		その他利益剰余金			利 剰 余 金 計 合					
						固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 積 立 金	途 金						
当期首残高	1,054	703	703	350	74	4,005	387	4,818	6,576	1,614	1,614	8,191		
当期変動額														
固定資産圧縮積立金の取崩					△0		0							
別途積立金の積立						261	△ 261							
剰余金の配当							△ 62	△ 62	△ 62			△ 62		
当期純利益							1,019	1,019	1,019			1,019		
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)										120	120	120		
当期変動額合計					△0	261	696	956	956	120	120	1,076		
当期末残高	1,054	703	703	350	73	4,266	1,083	5,774	7,532	1,734	1,734	9,267		

(注) 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株 式 数	摘要
発行済株式					
普通株式	1, 141	—	—	1, 141	
合計	1, 141	—	—	1, 141	

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額	1 株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024 年 6 月 26 日 定時株主総会	普通 株式	62 百万円	55 円	2024 年 3 月 31 日	2024 年 6 月 27 日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2025 年 6 月 27 日の定時株主総会において次のとおり決議する予定であります。

決議	株式の 種類	配当金の 総額	配当の原資	1 株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025 年 6 月 27 日 定時株主総会	普通 株式	68 百万円	利益剰余金	60 円	2025 年 3 月 31 日	2025 年 6 月 30 日

3. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

有 価 証 券

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

3. 子会社株式および関連会社株式

貸借対照表計上額は、子会社株式123百万円となっております。子会社株式は非上場株式のため、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価及び時価と貸借対照表計上額との差額を記載しておりません。

4. その他有価証券

(単位:百万円)

種 類		前事業年度(2024年3月31日)			当事業年度(2025年3月31日)		
		取得原価	貸借対照表計上額	差 額	取得原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	国 債	-	-	-	899	899	0
	地 方 債	-	-	-	-	-	-
	社 債	400	400	0	199	200	0
	株 式	1,170	3,699	2,529	938	4,007	3,069
	外 国 証 券	-	-	-	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	そ の 他	-	-	-	-	-	-
	小 計	1,570	4,100	2,530	2,037	5,107	3,069
	国 債	3,181	3,088	△ 93	4,593	4,500	△ 93
	地 方 債	2,623	2,578	△ 45	4,206	4,057	△ 148
	社 債	18,806	18,586	△ 219	18,102	17,680	△ 422
合 計	株 式	798	792	△ 6	1,025	978	△ 46
	外 国 証 券	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	-	-	-	-	-	-
	小 計	25,410	25,046	△ 364	27,927	27,216	△ 710
	合 計	26,981	29,146	2,165	29,965	32,324	2,358

(注)時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は、上表に含まれておりません。

5. 売却した満期保有目的の債券

該当事項はありません。

6. 売却したその他有価証券

(単位:百万円)

種 類	前事業年度 〔 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日 〕			当事業年度 〔 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日 〕		
	売 却 額	売却益の合計額	売却損の合計額	売 却 額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他有価証券	3,211	115	10	2,375	193	109

7. 減損処理を行った有価証券

前事業年度 〔 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日 〕	当事業年度 〔 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日 〕
その他有価証券について減損処理を行っておりません。 なお、時価のあるものについては、当事業年度末の時価が取得原価に比べて30%以上下落しているもののうち回復可能性のないものを対象としております。	その他有価証券について217百万円の減損処理を行っております。 なお、時価のあるものについては、当事業年度末の時価が取得原価に比べて30%以上下落しているもののうち回復可能性のないものを対象としております。

重要な後発事象

該当事項はありません。

2024年度 損益状況の対前期比較

(单位:百万円)

区 分		前事業年度 （ 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	当事業年度 （ 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	比較増減	増減率
元受正味保険料（含む収入積立保険料） （ 元 受 正 味 保 険 料 ）		19,008 (19,008)	20,184 (20,184)	1,176 (1,176)	6.2% (6.2%)
経 <					

(参考)時価総合利回り:2023年度は4.38%、2024年度は1.14%であります。

(注)

1. 保険引受利益＝保険引受収益－（保険引受費用＋保険引受に係る営業費及び一般管理費）±その他収支
なお、その他収支は自動車損害賠償責任保険等に係る法人税相当額などであります。
2. 正味損害率＝（正味支払保険金＋損害調査費）／正味収入保険料×100
3. 正味事業費率＝（諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費）／正味収入保険料×100
4. 各利回りの計算方法は別紙に記載したとおりであります。

＜利回りの計算方法＞

1. 運用資産利回り(インカム利回り)

資産運用に係る成果を、インカム収入(利息及び配当金収入)の観点から示す指標。

分子は運用資産に係る利息及び配当金収入、分母は取得原価をベースとした利回り。

- ・分子＝利息及び配当金収入(「金銭の信託運用益(損)」中の利息及び配当金収入に相当する額を含む。)
- ・分母＝取得原価又は償却原価による平均残高

2. 資産運用利回り(実現利回り)

資産運用に係る成果を、当期の期間損益(損益計算書)への寄与の観点から示す指標。

分子は実現損益、分母は取得原価をベースとした利回り。

- ・分子＝資産運用収益＋積立保険料等運用益－資産運用費用
- ・分母＝取得原価又は償却原価による平均残高

3. 時価総合利回り(参考開示)

時価ベースでの運用効率を示す指標。

分子は実現損益に加えて時価評価差額の増減を反映させ、分母は時価をベースとした利回り。

- ・分子＝(資産運用収益＋積立保険料等運用益－資産運用費用)
 ＋(当期末評価差額*－前期末評価差額*)＋繰延ヘッジ損益増減
- ・分母＝取得原価又は償却原価による平均残高＋その他有価証券に係る前期末評価差額*
 ＋売買目的有価証券に係る前期末評価損益

*税効果控除前の金額による。

種目別保険料・保険金

元受正味保険料(除く収入積立保険料)

年 度 保険種目	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)			当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		
	金 額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 (△)率(%)	金 額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 (△)率(%)
火 災	2,821	14.8	14.4	3,100	15.4	9.9
海 上	96	0.5	△ 5.6	105	0.5	9.7
傷 害	463	2.4	17.6	515	2.6	11.4
自 動 車	11,357	59.7	1.9	11,889	58.9	4.7
自動車損害賠償責任	2,236	11.8	△ 5.5	2,298	11.4	2.8
そ の 他	2,033	10.7	3.6	2,274	11.3	11.8
合 計	19,008	100.0	3.1	20,184	100.0	6.2

正味収入保険料

年 度 保険種目	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)			当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		
	金 額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 (△)率(%)	金 額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 (△)率(%)
火 災	1,594	9.3	18.4	1,782	9.9	11.8
海 上	85	0.5	△ 2.5	90	0.5	5.7
傷 害	464	2.7	16.2	518	2.9	11.7
自 動 車	11,035	64.4	1.9	11,560	64.3	4.8
自動車損害賠償責任	2,201	12.9	△ 2.5	2,173	12.1	△ 1.3
そ の 他	1,744	10.2	△ 0.2	1,847	10.3	5.9
合 計	17,125	100.0	2.7	17,973	100.0	5.0

正味支払保険金

年 度 保険種目	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)			当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		
	金 額 (百万円)	対前年増減 (△)率(%)	正味損害率 (%)	金 額 (百万円)	対前年増減 (△)率(%)	正味損害率 (%)
火 災	1,808	177.3	118.4	541	△ 70.1	34.2
海 上	65	32.6	94.7	48	△ 25.7	65.8
傷 害	145	2.7	36.1	146	0.5	32.2
自 動 車	5,966	15.4	57.7	6,077	1.9	56.0
自動車損害賠償責任	1,032	2.8	55.3	1,033	0.1	56.9
そ の 他	638	57.3	40.2	611	△ 4.2	36.2
合 計	9,657	30.1	60.8	8,459	△ 12.4	51.3

(注) 正味損害率は、正味支払保険金に損害調査費を加えて算出しております。

単体ソルベンシー・マージン比率

(単位:百万円、%)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
(A) 単体ソルベンシー・マージン総額	22,030	24,625
資本金又は基金等	6,513	7,464
価格変動準備金	95	11
危険準備金	-	-
異常危険準備金	10,569	11,186
一般貸倒引当金	0	0
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益(税効果控除前)	1,948	2,122
土地の含み損益	△ 160	△ 88
払戻積立金超過額	-	-
負債性資本調達手段等	2,000	2,000
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	-	-
控除項目	599	93
その他	1,663	2,022
(B) 単体リスクの合計額		
$\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2+R_5+R_6}$	5,563	5,829
一般保険リスク(R ₁)	1,588	1,651
第三分野保険の保険リスク(R ₂)	-	-
予定利率リスク(R ₃)	41	38
資産運用リスク(R ₄)	1,551	1,678
経営管理リスク(R ₅)	127	133
巨大災害リスク(R ₆)	3,186	3,313
(C) 単体ソルベンシー・マージン比率		
$[(A)/(B) \times 1/2] \times 100$	792.0	844.9

(注) 「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条(単体ソルベンシー・マージン)および第87条(単体リスク)ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出された比率です。

<単体ソルベンシー・マージン比率>

・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

・この「通常の予測を超える危険」に対して「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「単体ソルベンシー・マージン比率」です。

「通常の予測を超える危険」

保険引受上の危険(*1)、予定利率上の危険(*2)、資産運用上の危険(*3)、
経営管理上の危険(*4)、巨大災害に係る危険(*5)の総額

- *1 保険引受上の危険(一般保険リスク、第三分野保険の保険リスク):
保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く)
- *2 予定利率上の危険(予定利率リスク):
積立型保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
- *3 資産運用上の危険(資産運用リスク):
保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
- *4 経営管理上の危険(経営管理リスク):
業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記*1～*3および*5以外のもの
- *5 巨大災害に係る危険(巨大災害リスク):
通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険

「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」

損害保険会社の純資産(社外流出予定額等を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額

・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

保 険 業 法 に 基 づ く 債 権

(単位:百万円)

	前事業年度(2024年3月31日)	当事業年度(2025年3月31日)
1. 破 産 更 生 債 権 お よ び こ れ ら に 準 ず る 債 権	—	—
2. 危 険 債 権	—	—
3. 三 月 以 上 延 滞 債 権	—	—
4. 貸 付 条 件 緩 和 債 権	—	—
5. 正 常 債 権	1,657	1,472
1. から4. までの掲げるものの合計額	—	—

- (注) 1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始または再生手続開始の申立て等の事由により、経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受け取りができない可能性の高い債権((注)1. に掲げるものを除く。)です。
3. 三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金((注)1. および2. に掲げるものを除く。)です。
4. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金((注)1. から3. までの掲げるものを除く。)です。
5. 正常債権とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、(注)1. から4. までの掲げる債権以外のものに区分される債権です。